

第4次行政改革大綱の概要

新しい行政改革大綱は、昨年10月から7回にわたる行財政審議会での審議とその間に6会場で開催した「自立のための町づくり懇談会」での意見・要望を踏まえて、3月上旬に行財政審議会からいただいた答申を基に、行政改革推進本部会議での最終検討を経て、3月末に町の第4次行政改革大綱として正式に策定したものです。その概要についてお知らせします。

1 第3次行政改革大綱（計画期間：15～19年度）の見直し

第3次行政改革大綱を策定した平成15年度から3年しか経過していない現時点においても、補助金・地方交付税の削減などによる財源不足の拡大が見込まれ、更に厳しい財政状況に置かれています。

こうした中、当面合併をせずに変革の時代に対応できる行財政基盤の構築や町民参画による協働のまちづくりを推進していく上で、現行の行政改革大綱を見直す必要が出てきました。

2 新しい行政改革の目的

これまで行政改革を進めてきた中での課題や昨今の地方を取り巻く環境の変化を踏まえた上で、次に掲げる3点を行政改革の目的として新たな行政改革を推進することとします。

【行政改革の目的】

- 1 町民参画と協働の推進
- 2 行政サービスの継続と充実
- 3 自立を可能とする財政の健全化

【行政改革の目標】

- 1 町民との協働によるまちづくりの推進
- 2 変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立
- 3 自立可能な財政構造の構築

以上のことから、平成17年度において第3次行政改革大綱を見直し、平成17年度を起点に平成21年度までの5年間を計画期間とした「第4次行政改革大綱」を策定し、推進していきます。

3 行政改革の数値目標を設定

行政改革を推進していく上で、主要なものとして次の数値目標を設定しました。

(1) 職員数の削減

人件費の抑制に取り組み、平成22年4月1日の職員数を
152人【21%削減】以下とします。（平成17年4月1日現在職員数：193人）

(2) 債務（地方債残高）の削減

新たな町債借入れの抑制と確実な償還により、平成21年度末の債務（地方債残高）を
64億円【30%削減】以下とします。（平成16年度末地方債残高：91.3億円）

行政改革推進実施計画

第4次行政改革大綱に掲げる3つの目標を達成するために、「行政改革推進実施計画」を策定し、具体的な取り組みを定めました。また、この計画は実施状況や成果を的確に把握し、その結果を踏まえて更なる改革に取り組んでいくこととします。

なお、計画の実施状況・進捗状況については今後、本紙などにより町民の皆さんにわかりやすくお知らせしていきます。

行政改革推進項目

主な推進項目は、次のとおりとなります。

1 町民との協働によるまちづくりの推進

(1) 情報提供の推進

町政懇談会の実施

行政情報の共有と町民と行政のコミュニケーションを活性化し、町民が行政に対する理解を深めていただく機会として定期的に町政懇談会を実施します。

行政情報提供の充実

広報誌、ホームページ、災害一斉指令システムなどを活用した情報提供の充実を図ります。

財務情報の提供

財政状況に対する理解を深めるため、町民向け予算書の発行を継続するとともに、毎年予算のバランスシートやコスト計算書の作成・公表を行います。

(2) 町民の参画機会の拡充

審議会委員等の公募制導入

行政運営に町民の参加を進めていく観点から、審議会等に一般町民の公募枠を設定します。

審議会等への女性の登用

より多様な意見を反映させるために、審議会等により多くの女性委員の登用を進めます。

パブリックコメント制度の導入

基本的な計画などを策定する際、素案の段階で町民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行う制度の導入を検討します。

町民満足度の調査

町民満足度を視野に入れた行政運営を展開するために町民満足度調査の実施を検討します。

(3) 町民と行政との協働の推進

協働のまちづくり推進指針の策定

町民と行政の協議によるまちづくりを推進していくための指針を策定します。

協働のまちづくり協議会（仮称）の設置

町民と行政の協議の場として、「協働のまちづくり協議会（仮称）」を設置します。

地域担当職員制度の整備

地域と行政の橋渡し役として、地域担当職員制度を整備します。

自治会連合組織の結成支援

自治会間の情報交換や共通課題の解決などを目的とした連合組織の組織化を支援します。